

電波法施行規則等の一部を改正する省令等について

～行政手続における押印の省略について～

一般社団法人 全国船舶無線協会 事務局

1 改正の目的

行政手続における押印の見直しについては、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、令和2年以内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正等を行うこととされている。規制改革推進会議が提示する基準により、省令等に規定する「様式」に押印欄等があるものは、押印等を求める積極的意味合いが大きいものを除き、原則廃止とされている。

電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）等においては、各申請等について様式を定めており、当該様式では、押印欄等を設けているところであるが、検討の結果、押印等を求める意味合いが大きいとはいえないことから、押印等を廃止するための所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

下記の省令、告示及び訓令の様式から「印」及びこれに準ずる記載を一律削除する。（令和2年11月19日 総務省令第105号）

- ・電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）
- ・無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）
- ・無線機器型式検定規則（昭和36年郵政省令第40号）
- ・電波法による伝搬障害の防止に関する規則（昭和39年郵政省令第16号）
- ・特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）
- ・無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）
- ・登録検査等事業者等規則（平成9年郵政省令第76号）
- ・登録修理業者規則（平成27年総務省令第8号）
- ・委託による無線局の周波数の測定に関する手続、測定方法及び手数料等（昭和28年郵政省告示第763号）
- ・外国において電波法第40条第1項第5号に掲げる資格に相当する資格、当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件（平成5年郵政省告示第326号）
- ・免許人以外の者が行う無線局の運用を、当該免許人がする無線局の運用とする場合（平成7年郵政省告示第183号）
- ・高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等（平成14年総務省告示第544号）
- ・技術操作を管理する者を届け出る場合の手続（平成18年総務省告示第45号）
- ・学校の教育課程に開設している無線通信に関する科目の確認、変更、取消し及び廃止の手続（平成18年総務省告示第373号）
- ・電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）

3 施行日

令和2年12月1日

詳細は総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/menu_hourei/s_shourei.html)でご確認ください。

なお、委任状についても委任者の押印を求めないとの情報がありますが、当分の間は従来どおり押印をお願いします。（当局から正式の指導があった場合は、全工協ホームページ等で周知します。）